

平成28年1月14日

利用者の皆様へ

神奈川県教育委員会教育局  
支援部子ども教育支援課

## 県立ふれあいの村利用料金の改定について

日ごろから県立ふれあいの村をご利用いただきありがとうございます。

県立ふれあいの村の利用料金の見直しについては、施設の老朽化や、サービスの向上への対応などを行い、今後も継続してふれあいの村を運営していく観点から、平成27年3月に足柄及び愛川ふれあいの村の「利用料金の上限額」を改定しました。

これに伴い、平成28年4月1日以降の足柄及び愛川ふれあいの村の利用料金は、次期指定管理者が県議会で議決された後に決定するとしていたところですが、この度、県教育委員会では、次期指定管理者と協議を行い、利用料金を決定しましたので、お知らせします。

また、2村の利用料金の改定にあわせて、学校利用及び青少年団体等に適用されていた免除規定について、障害のある方が利用する場合等を除き、廃止することとしましたので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、三浦ふれあいの村については指定管理期間を2年間延長し、平成23年4月1日から平成30年3月31日までとしているため、その期間中は、利用料金の値上げ及び免除の廃止は行わないことを申し添えます。

今後も利用者の皆様のご意見を参考にしながら施設のよりよい運営に努めてまいりますので、皆様のご来村を心からお待ちしております。

問い合わせ先

調整グループ 深見、<sup>みつはし</sup>三觜

電話 (045)210-8226